X

砂利採取業者登録申請書

整理番号			
審査結果			
受理年月日	年	月	日
登 録 番 号	宮崎砂利	第	号
	 年	 月	日

宮崎県知事殿〒 - TEL()
住 所宮崎県収入証紙氏名又は名称及び
氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

砂利採取法第3条の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

事務所の名称		
事務所の 所在地	TEL	∓ TEL
その事務所に	合格 認定 第 号	合格 認定 第 号
置く砂利採取 業務主任者の ^{ふりがな} 氏名	合格 認定 第 号	合格 認定 第 号
氏 名	合格 認定 第 号	合格 認定 第 号
法人にあつて		
は、その業務 を行う役員の		
^{ふりがな} 氏名		

別表1(第3条関係)

砂利採取業登録申請書の添付書類

砂利採取業登録申請に必要な書類は、次のとおりとする。

1 申請者が個人の場合

番号	書類	様 式 又 は 内 容						
1	誓 約 書(申請者用)	別記様式第2号						
2	誓 約 書(砂利採取業務主任者用)	別記様式第3号						
3	砂利採取業務主任者証明書	別記様式第4号						
4	砂利採取業務主任者を雇用しているこ とを証明する書類	公共機関の発行した書面若しくはその 写し又は雇用証明書若しくは雇用契約書 の写し						
5	砂利採取業務主任者試験合格証又は認 定書の写し							
6	砂利採取業務主任者の住民票							
7	申請者の生年月日を証する書類							
8	役員等一覧表	別記様式第22号						

2 申請者が法人の場合

上記表の書類に加え

番号	書類	様 式 又 は 内 容
1	誓約書(役員用)	別記様式第6号
2	登記簿謄本	
3	役員の生年月日を証する書類	
4	役員等一覧表	別記様式第22号

 整 理 番 号

 受理年月日
 年 月 日

 年 月 日

登録事項変更届書

宮崎県知事殿

〒 - TEL() 住 所

よりがな 氏名又は名称及び 法人にあっては

Х

その代表者の氏名 ____

登録番号 宮崎砂利第号登録年月日年 月 日

砂利採取法第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項の内容

変更に係る 登録事項	従	前	Ø	内	容		変	更	後	の	内	容	

- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

(備考)1 ※印欄は、記載しないこと。

2 変更に係る登録事項の欄は、氏名、名称、代表者、住所、砂利採取業務主任者 及び役員等の区分で記載すること。

砂利採取業登録事項変更届書の添付書類

砂利採取業登録事項変更届に必要な書類は、次のとおりとする。

区 分	/ш г	<u> </u>	類	様式又は内容
個人の氏名、住所の変更、	1	当該変更事項を	証明する書面	
業務主任者の名前の変更	2	役員等一覧表		別記様式第22号
法人の名称及び住所の変	3	法人の登記簿の)謄本	
更	4	役員等一覧表		別記様式第22号
	5	誓約書(申請者	用)	別記様式第2号
	6	誓約書(役員用)	別記様式第6号
法人の代表者(役員の変 更を伴うとき)の変更	7	法人の登記簿の)謄本	
	8	代表者及び役員の	生年月日を証する書類	
	9	役員等一覧表		別記様式第22号
法人の代表者(役員の変	10	法人の登記簿の)謄本	
更を伴わないとき)の変更	11	役員等一覧表		別記様式第22号
	12	誓約書(役員用)	別記様式第6号
法人の役員の変更	13	法人の登記簿の)謄本	
広人の位員の変更	14	役員の生年月日	を証する書類	
	15	役員等一覧表		別記様式第22号
	16	誓約書(業務主	任者用)	別記様式第3号
	17	業務主任者試騎	合格証等の写し	
	18	業務主任者証明]書	別記様式第4号
業務主任者の変更及び事 務所の新設	19	業務主任者の雇	開に関する証明書	公共機関の発行した書面若 しくはその写し又は雇用証明 書若しくは雇用契約書の写し
	20	業務主任者の住	民票	
	21	役員等一覧表	丽类学及经语句争	別記様式第22号

[※]上記書類に加え、現に交付を受けている砂利採取業者登録通知書を提出すること。

誓約 書(申請者用)

私は、砂利採取法(以下「法」という。)第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に規定する下記の登録拒否要件に該当しない者であることを誓約します。

記

- (1) 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが なくなった日から2年を経過しない者
- (2) 法第 12 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 法第3条の登録を受けた者(以下「砂利採取業者」という。)であつて法人であるものが法 第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30 日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年 を経過しないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77)第2条第6号に 規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 ((6)において「暴力団員等」という。)
- (5) 法人であって、その業務を行う役員のうち前四号のいずれかに該当する者があるもの
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

年 月 日

住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては

その代表者の氏名

及び生年月日

性 別 男・女

宮崎県知事 殿

誓 約 書(砂利採取業務主任者用)

私は、砂利採取法(以下「法」という。)第6条第1項第1号から第4号までに規定する下記の登録拒否要件に該当しない者であることを誓約します。

記

- (1) 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 法第 12 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 法第3条の登録を受けた者(以下「砂利採取業者」という。)であって法人であるものが法第 12 条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77)第2条第6号に 規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

月 年 日 住 所 生年月日 性 別 男 女 (合格 認定 号) 住 所 生年月日 性 別 男 女 (合格 認定 番号 号) 住 所 よりがな名 生年月日 性 別 男 • 女 (合格 認定 番号

砂利採取業務主任者証明書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所 氏名又は名称及び 法人にあっては その代表者の氏名

次の事務所に置く砂利採取業務主任者は、申請者又は当事業所の従業員(役員を含む。) であることを証明します。

事務所名	合格·認定番号		砂利 業務主 及び生		名	雇用又は前	就任年	月日
	合格	都道府県)				役員•従業	員・本	人
	認定	号	年	月	日	年	月	日
	(合格 第	都道府県) 号				役員•従業	員·本	人
	認定	7	年	月	日	年	月	日
	合格 第	都道府県) 号				役員·従業	員·本	人
	第	7	年	月	日	年	月	日
	(合格 第	都道府県) 号				役員·従業	員・本	人
	認定		年	月	日	年	月	日
	合格 第	都道府県) 号				役員·従業	員・本	人
	認定	7	年	月	日	年	月	日

(備考)

1 砂利採取業務主任者が従業員である場合は、当該砂利採取業務主任者を雇用していることを証する公共機関の発行した書面又はその写しを添付すること。

誓約 書(役員用)

私は、砂利採取法(以下「法」という。)第6条第1項第1号から第4号までに規定する下記の登録拒否要件に該当しない者であることを誓約します。

記

- (1) 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが なくなった日から2年を経過しない者
- (2) 法第 12 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 法第3条の登録を受けた者(以下「砂利採取業者」という。)であって法人であるものが法 第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30 日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年 を経過しないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77)第2条第6号に 規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

年 月 日 住 所 よりがな名 生年月日 性 別 男 • 女 住 所 ふりがな **名** 生年月日 性 別 男 • 女 住 所 生年月日 性 別 男 • 女

宮崎県知事

X

整 理 番 号 受 理 年 月 日 年 月 日 再交付年月日 年 月 日

砂利採取業者登録通知書再交付申請書

年 月 日

宮崎県知事殿

〒 - TEL()住 所氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

砂利採取業者登録通知書の再交付を受けたいので、宮崎県砂利採取法事務取扱要綱第10条の規定により、申請します。

01) (I HH C 01)	0				
宮崎砂利第		号			
	年	月	日		
			宮崎砂利第 号	宮崎砂利第 号	宮崎砂利第号

X

砂利採取業承継届書

整理番号			
受理年月日	年	月	日
	年	<u></u> 月	日

宮崎県知事 殿

 〒
 TEL(
)

 住
 所

氏名又は名称及び 法人にあっては

その代表者の氏名

砂利採取法第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
	ありがな 氏名又は名称	
被承継者に	法人にあっては、その代表者 の氏名	
関する事項	住所	
	法第3条の登録を受けた年 月日及び登録番号	
	事務所の名称及び所在地	
	砂利採取業務主任者の氏名	合格•認定
		第 号
承継者に関	登録年月日及び登録番号	
する事項	事務所の名称及び所在地	
	砂利採取業務主任者の氏名	合格·認定 第 号

砂利採取業承継届書の添付書類

砂利採取業者の地位を承継した際の届出に必要な書類は、各々の区分に応じ次のとおりとする。

区	分		書類				
			登録規則第4条第2項に定める書面				
共通		1	役員等一覧表 (別記様式第22号)				
砂利採取訂	第 16 条の規定による利採取計画の認可を		砂利採取場で砂利の採取を行うことについて砂利採取業者の地位を承継した者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面				
受けた砂利採取業者の 地位を承継した者の場 合			砂利の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可 その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を 受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面				

※ 整理番号受理年月日 年 月 日 年 月 日

砂利採取業廃止届書

宮崎県知事 殿

₸	_	TEL()
住	所			
氏名又は	名称及び			
法人に	あっては			
その代表	者の氏名			
į	登録番号	宮崎砂利第	Ę	号
<u> </u>	登録年月日	白	F 月	日

砂利採取法第 10 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録の年月日及び登録番号
- 2 事業を廃止した年月日
- 3 事業を廃止した理由

役員等一覧表

法人名:_____

<u> </u>	1			
役職名	ふりがな 氏 名	性別	住 所 (都道府県名のみ)	生 年 月 日
		男·女		明治・大正・昭和・平成年 月日
		男·女		明治・大正・昭和・平成年 月 日
		男・女		明治・大正・昭和・平成年 月 日
		男·女		明治・大正・昭和・平成年 月 日
		男·女		明治・大正・昭和・平成年 月日
		男·女		明治・大正・昭和・平成年 月 日
		男·女		明治・大正・昭和・平成年 月日